

浜松市公告第 2 1 9 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項の地域計画を定めたので、同法第 19 条第 8 項の規定に基づき公告し、定めた地域計画を下記により縦覧します。

令和 7 年 3 月 3 1 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1. 地域計画を定めた地域

富塚和合・神久呂・入野、雄踏、伊佐見、和地・花川、庄内、篠原・舞阪・新津可美・江西、河輪・五島・白脇、芳川・飯田、笠井・中ノ町、長上・積志・和田、浜名・北浜、中瀬・赤佐・亀玉、三方原、都田、細江、引佐、三ヶ日、天竜・龍山、春野、佐久間・水窪 (20 地区)

2. 地域計画を定めた日

令和 7 年 3 月 31 日

3. 地域計画の縦覧場所

浜松市産業部農業振興課(浜松市中央区元城町 103 番地の 2)

浜松市農地銀行システムホームページ(<https://www.hamanougin.jp/>)

浜松市地域計画

当初
(令和7年 3 月31日決定)

浜松市の地域計画の区域

※農業経営基盤強化促進法18条1項の区域(一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当な区域)

No.	地区名
1	富塚和合・神久呂・入野
2	雄踏
3	伊佐見
4	和地・花川
5	庄内
6	篠原・舞阪・新津可美・江西
7	河輪・五島・白脇
8	芳川・飯田
9	笠井・中ノ町
10	長上・積志・和田
11	浜名・北浜
12	中瀬・赤佐・麿玉
13	三方原
14	都田
15	細江
16	引佐
17	三ヶ日
18	天竜・龍山
19	春野
20	佐久間・水窪

【参考】浜松市地域計画について

1.地域計画の地区

浜松市の地域計画は、市街化区域を除く連合自治会区を基本に、農業環境の類似性や農地の連続性を加味した地域ごとに作成しています。(全20地区)

※地区の例=和地・花川、庄内、三方原、三ヶ日、春野…

2.地域計画の区域

全農振農用地(青地農地)を地域計画に指定しています。ただし既存の営農型太陽光発電の下部農地は農振農用地(青地農地)であっても地域計画の区域外としています。(白地農地はすべて地域計画の区域外です。)

3.地域計画の構成

各地区の地域計画は以下から構成されています。

(1)本書

- ・当該地区の農業の現状や課題、方針等を記載したもの

(2) 地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)一覧

- ・地区の担い手農業者の一覧

(3)地域計画区域図

- ・地域計画の区域を示す図面

(4)目標地図※

- ・地域計画区域内の農地について、一筆ごとに将来的な予定耕作者名を示した地図(将来的な予定耕作者が決まっていない農地は「未定農地」としています。)

※(3)地域計画区域図の図郭ごとに詳細図(A3 版・1/2000)があります。詳細図はシステムからの出力となります。詳細図を閲覧希望の方は市役所窓口にてお申し出ください。